

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和8年2月25日(水) 至 午後 2時58分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 検視業務の現状と課題

刑事部長から、

検視業務の現状と課題について報告する。

(1) 検視体制

令和3年度に検視体制を拡充し、検視官室長以下で県内全域の検視事案に対応している。

(2) 死体取扱件数

令和5年以降は、年間で2,400件を超えており、今後も高水準で推移することが予測される。

山口県の特徴として、65歳以上の高齢者や独居者の取扱いが多い。

(3) 検視官臨場率の推移

令和5年以降の臨場率は98%を超えており、昼夜を分かたず高い臨場率を維持している。専門的な知見を有する検視官の臨場は、犯罪死の見逃し防止に有益であるほか、各警察署の業務負担軽減に寄与している。

(4) 検視技能の向上策

各警察署員に対し、警察学校において検視業務に関する基礎的な教養を実施しているほか、検視官による警察署への巡回指導及び各現場における機会教養を実施し、県警察全体の検視技能向上を図っている。

さらに、令和7年11月に萩市において大規模災害等を想定した検視・遺族対応合同訓練を開催しており、多数死体の検視や身元確認の手順等を確認するとともに、県や市、消防、自衛隊など関係機関との連携強化に努めている。

(5) 医師会等との連携

山口県医師会及び山口県歯科医師会が開催する協議会や研修会に参加するなどしているほか、山口大学において行われる解剖業務等を通じ、検視官の検視スキル強化を図っている。

(6) 今後の課題

今後も死体取扱数の増加が予測されるため、検視官室の体制等を維持していく必要がある。さらに、警察活動協力医の確保について、引き続き山口県医師会警察

医会と連携しながら新規嘱託を進めていく。

また、デジタル技術を活用し、より効率的な検視の推進に努めていきたい。旨の説明があった。

今村委員から、「検視は大切な業務であり、今後はデジタル化が重要なのではないか。検視官の高い臨場率を維持できており、検視官室の活動が警察署の業務支援にもなることから良い取組であると思う。ところで、警察活動協力医の体制に不足等はないか。」旨の発言があり、刑事部長から、「医師としての業務が多忙な警察活動協力医も多いが、良好な関係を構築し支障がないように努めている。」旨の説明があった。

弘永委員から、「突発の事件や災害などで検視業務が発生するなど、業務内容や即応性を考慮するとストレスのかかる業務なのではないか。」旨の発言があり、刑事部長から、「職員のストレスに配慮し、なるべく一定期間で人事異動による検視官室員の入れ替えを行うようにしており、同時に経験者を県下に配置することで犯罪死の見逃し防止について県警察全体での能力向上を図っている。」旨の説明があった。

野村委員長から、「検視官室では県下全域での検視に対応しているようだが、警察本部から発生場所まで相当の移動が必要なのではないか。ところで、警察活動協力医の委嘱状況はどのようになっているか。」旨の発言があり、刑事部長から、「検視のための移動距離は長く、24時間体制であるため移動時の事故等に配慮するよう努めている。警察活動協力医の委嘱数は、増加傾向である。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 審査請求の審理

交通企画課長から、審理経過の説明を受け、令和7年10月8日に受理の報告を受けた審査請求について、裁決書を決裁した。

(2) 審査請求に係る答申の受理

警察県民課長から、令和6年3月6日付けで公安委員会が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から答申を受理した旨の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 業務報告

本部長から、令和7年度下半期の業績目標推進状況について、報告を受けた。

(2) 交通指導課関係業務報告

交通指導課長から、交通指導課関係業務について報告を受けた。

(3) 交番・駐在所の再編整備状況（令和9年度）

地域企画課長から、令和9年度における交番及び駐在所の再編整備推進状況について、報告を受けた。

(4) 警察職員身分証の様式改正

会計課長から、警察職員身分証の様式改正について、報告を受けた。

(5) 山口県公安委員会事務の専決状況

生活安全企画課長から、1月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、1月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(6) 監察関係業務報告

監察官室長から、訴訟事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。

第4 その他

第2の1の(2)は、野村委員長及び弘永委員により決裁した。